

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
介護保険法（平成9年法律第123号）第114条の6第1項	介護医療院の許可の取消し等	介護保険課

介護保険法（平成9年法律第123号）第114条の6第1項に基づき、介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。